

東京都市計画高度利用地区の変更（渋谷区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

欄の()内は変更前を示す

渋谷区内のその他の既決定地区	面 積	位 置
高度利用地区 (代官山地区)	約 2. 2 ha	代官山町及び猿楽町各地内
(神宮前四丁目地区)	約 1. 2 ha	神宮前四丁目及び五丁目各地内
小 計	約 3. 4 ha	
合 計	約 3. 9 ha	

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

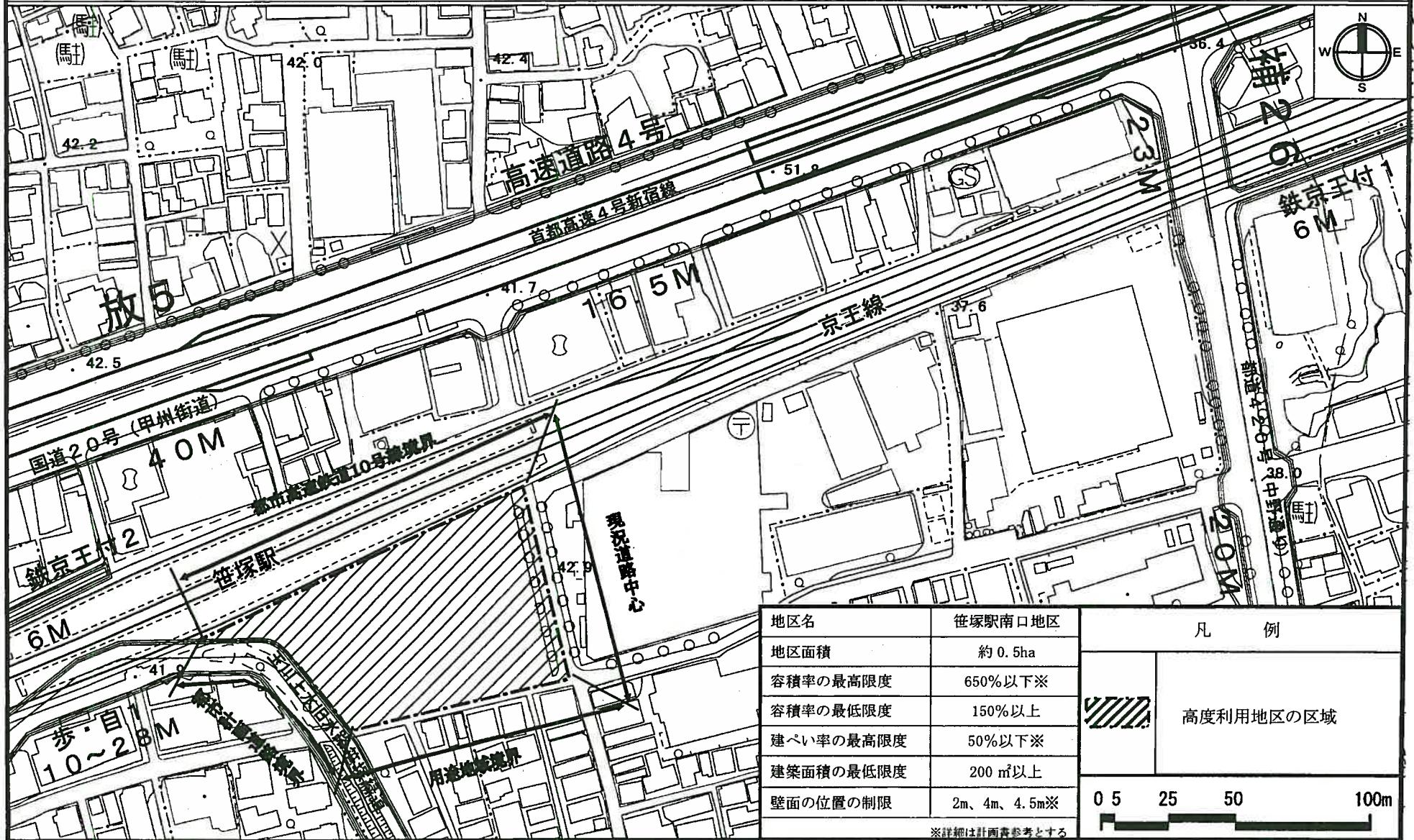
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

番 号	変更箇所	変更前	変更後	面 積	備 考
1	渋谷区笹塚一丁目地内	指定なし	高度利用地区 (笹塚駅南口地区)	約 0. 5 ha	既決定地区 代官山地区 神宮前四丁目地区

東京都市計画高度利用地区
笹塚駅南口地区 計画図 1 区域図

[渋谷区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号)「23都市基交第186号、平成23年8月1日」「MMT利許第056号—1、平成23年8月1日」「23都市基街測第44号、平成23年7月25日」

東京都市計画高度利用地区
笹塚駅南口地区 計画図2 壁面の位置の制限図

[渋谷区決定]

